

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

特定認定紛争解決手続による債権放棄

Q : 特定認定紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合には、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

特定認定紛争解決手続とは、事業再生を図ろうとする事業者が、特定認定紛争解決事業者の関与のもと、債権者会議での協議等を経た上、債権者全員の合意により事業再生計画の成立を図り、再建管理を行う一連の手続をいい、2以上の金融機関等又は1以上の政府関係金融機関等が債権者として関わることを前提としているものをいいます。

この特定認定紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行なわれた場合の税務上の取扱いは、このほど、国税庁から、次のように取り扱うことが明らかにされました。

〔債務者の取扱い〕

- ① 計画により資産評定が行なわれたことによる資産の評価益及び評価損は、法人税の計算上益金及び損金に算入することができる。
- ② 青色欠損金等以外の欠損金を青色欠損金等に優先して控除することができる。

〔債権者の取扱い〕

- ① 債権放棄等による損失を損金算入することができる。

特定認定紛争解決手続を「一定の私的整理」と同様に取り扱うということです。

